

2 地方税制の動き(平成25年度)

(1) 税制改正の方針

平成25年度においては、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例の拡充等の金融・証券税制の改正を行うとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するための個人住民税の住宅ローン控除等の延長・拡充を行う。また、延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととされた。

(2) 地方税制改正のあらまし

平成25年度地方税制改正の概要は、次のとおりである。

ア 住民税

(ア) 住宅ローン減税について4年延長した上で、所得税の住宅ローン控除適用者について、所得税から控除しきれなかった額がある場合の個人住民税控除限度額を97,500円から136,500円に拡充する(平成26年4月1日から平成29年末までの居住に適用)。

(イ) 金融商品に係る損益通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式を変更する(平成28年1月1日から適用)。

(ウ) 上場株式等の配当等及び譲渡取得等に係る軽減税率10%(所得税7%・住民税3%)を廃止し、本則税率20%(所得税15%・住民税5%)を適用する(平成26年1月1日から適用)。

(エ) 少額上場株式等に係る配当及び譲渡益等の非課税措置(日本版ISA)について、非課税投資総額を最大500万円に拡充する(平成26年1月1日から適用)。

(オ) 利子割の納税義務者から法人を除外し、法人住民税(法人税割)から利子割額の控除等を行う制度を廃止する(平成28年1月1日以後支払いを受ける利子等に適用)。

イ 延滞金等

納期限の翌日から一月を経過する日までの期間に係る延滞金の割合を延滞金の年7.3%の割合を特例基準割合(※)に1%を加算した割合に引下げ、納期限の翌日から一月を経過した日から納付又は納入の日までの期間に係る年14.6%の割合を特例基準割合に7.3%を加算した割合に引下げる。また、還付加算金の割合を特例基準割合に引下げる(平成26年1月1日から適用)。

※ 国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年10月～前年9月における平均に、1%を加算した割合

(3) 都独自の改正

以上の地方税制の改正のほか、都においては、次の措置を講ずることとした。

固定資産税・都市計画税

小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置、小規模非住宅用地に係る固定資産税等の減免措置及び商業地等に係る固定資産税等の負担水準の上限引下げ措置について、平成25年度においても継続する。

また、不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅及び不燃化特区内における老朽住宅除却後の土地に対する減免措置を創設する。

(4) 平成25年度東京都税制調査会中間報告の概要

東京都税制調査会は、地方分権時代に相応しい地方税制度と、国・地方を通じた租税制度を、地方の立場から追求し、提言していくことを使命として、平成12年5月に創設された知事の諮問機関である。

本調査会は、創設以来、国税と地方税との税源配分の見直しや、東京都の独自課税などに関して、毎年度の答申を取りまとめてきたが、平成18年度からは、地方税制度と国・地方を通じる税制のあるべき姿を構築するという調査会の使命を鑑み、長期的視点から熟議を重ねて答申をまとめるべきだとの考えから、3年という委員任期に合わせて、答申を提言することにした。

平成25年度は、3年の委員任期の第二年度としてこれまでの検討状況を整理し、中間報告として取りまとめたものであり、「税制改革の視点」、「税制改革の方向性」、「地方財政調整制度」、「その他の検討事項」の各項目により構成されている。その概要は次のとおりである。

ア 税制改革の視点

(ア) 地方分権の推進

- a 地方が自らの責任で自主的・自立的に行財政運営ができるよう、自主財源としての地方税の充実が必要
- b 国から地方への権限の移譲と併せて、地方自治体の権限に見合った財源を確保できる税財政制度を構築することが不可欠

(イ) 財政の持続可能性の確保

- a 公共サービスに必要な財源を安定的に確保するためには、国民の理解を得た上で、給付と負担の適正化を図ることが不可欠
- b 税負担の公平や課税の適正が重要であり、国民の公平感を高める努力が必要

(ウ) 時代に対応した「公平」の実現

- a 少子・高齢化、人口減少社会への対応
景気への影響や低所得者層への配慮に留意しながら、広く国民が負担を分かち合い、働く現役世代に過度の負担がかからない制度の構築が必要
- b 格差拡大、貧困問題への対応
社会経済の活力を阻害しないよう配慮しつつ、歳出面の充実と併せ、所得再分配機能を適切に見直し、公平感を高めることが必要
- c 活力ある経済社会を目指して
企業活動を支える行政サービスに必要な財源を確保し、歳出面では、真に必要な公共サービスや公共投資に財源を効果的・集中的に投入していくべき

(エ) 環境を重視した税制

環境負荷に応じて負担を求めるなど、環境重視の考え方を税制に組み込んでいくことが必要

(オ) 重要な政策課題への対応

少子・高齢化対策など重要な政策課題への対応において、他の施策、手法との適切な役割分担を行いつつ、税制も求められる役割を果たしていくべき

イ 税制改革の方向性

(ア) 基本的な考え方

- a 税源が全国に普遍的に存在し、税収規模の大きい基幹税を国税と地方税で分かち合うことが適当
- b 生産、分配、支出という三つの局面でバランス良く課税することが望ましい

(イ) 地方消費税、消費税

- a 地方消費税は、世代間の負担の公平を確保でき、地域間の偏在が小さく、税収が安定的で、地方税にふさわしい税
- b 消費税率を引き上げる際には、低所得者層へ何らかの配慮が必要
- c 地方消費税は、地域の実情に応じた幅広い行政サービスを賄う一般財源とすることが適当
- d 清算基準は、財政調整の基準ではなく、税収を最終消費地に帰属させるための指標

(ウ) 法人事業税、法人住民税及び法人税

- a 地方法人課税は、企業活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、当該サービスを受ける法人に課税するものであり、企業の負担に配慮しつつも、行政サービスを受ける法人に応分の負担を求めることが必要
- b 法人実効税率は、租税負担の一部損金算入以外の要素を考慮せずに表面税率を合計した一つの指標

- c 仮に実効税率を引き下げることとした場合、税率引下げと併せて課税ベースの拡大等による財源確保が必要
- d 法人所得課税と社会保険料の事業主負担を合わせた我が国の企業の公的負担は、諸外国と比べて高いとはいえない
- e 法人事業税・法人住民税は、地方自治体にとって不可欠な基幹税であり、他の税とバランス良く組み合わせながら、引き続きその役割を果たしていくことが適当
- f 国の政策が、地方法人課税へ及ぼす影響が懸念される。国による政策の影響については、国の責任で対応すべき
- g 法人事業税については、引き続き中小法人の負担に配慮しつつ、付加価値割など外形標準課税の拡大により、税収の安定化を図り、応益税としての性格を明確にしていくことが適当

(エ) 個人住民税、所得税

- a 個人住民税は、都道府県及び区市町村の基幹税の一つであり、地域社会の費用を住民が広く負担する税として、今後とも重要な役割を果たすもの
- b 社会経済の活力を損なわないよう配慮しながら、個人所得課税の所得再分配機能を適切に発揮させていくことが考慮されるべき

(オ) 車体課税

- a 車体課税は、税源が全国的に広く分布し、偏在が小さく安定的であり、都道府県及び区市町村にとって貴重な財源
- b 見直しに当たっては、環境重視の考え方を税制に組み込むことが必要
- c 自動車税に、取得時のインセンティブ機能を組み込んだ上で、車体課税全体として税収中立となることを前提に、例えば、課税標準の2分の1を現行の総排気量等の基準により、残りの2分の1をCO₂排出量基準とすることなどが考えられる

ウ 地方財政調整制度

(ア) 地方財政調整の意義

国民に一定水準の公共サービスを提供するため、国の責任において財政力の弱い自治体に必要な財源を配分するものであり、地域社会の安定を図る上で必要不可欠

(イ) 地方交付税制度のあり方

地方交付税制度は、地方税を補完するものとして、財源保障機能及び財源調整機能をより適切に発揮させていくことが重要

(ウ) 地方法人特別税、同譲与税

- a 法人事業税の暫定措置は、課税標準とは無関係の指標である人口を用いて法人事業税を再配分するもので、受益に対する負担という地方税の原則に反する
- b この措置は、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間のものであり、今回の地方消費税率引上げ時期までに確実に廃止し、地方税として復元すべき

(エ) 地方財政調整制度を巡る論点

- a 財政需要と税収
 - 税収格差の議論においては、地方自治体が実施する行政サービスの大きさを考慮に入れることが必要
- b 財政調整に関する最近の議論
 - (a) 法人住民税を一部国税化し、交付税原資に組み込む偏在是正案は、法人住民税が都道府県だけでなく市町村の基幹税の一つという事実を無視したもの
 - (b) そもそも地方の税源を国税化することは地方分権の流れに逆行
 - (c) 偏在の是正という観点のみに基づいて地方の税源を国税化することには合理性・正当性がない
 - (d) 法人住民税は、法人事業税と同様、地方自治体が企業誘致や超過課税を行うなど、課税自主権を発揮していることに留意すべき
 - (e) 地方共同税は、国の財源保障・財政調整の責任が地方に押し付けられ、結果として地方税全体が地方財政調整に使われてしまうことにつながる恐れがある
- c 今後の議論に向けて
 - (a) 地方税・地方交付税等を合わせた総体としての地方税財政制度について、充実を図っていくべき

(8) I 概 観

(b) 住民の理解と納得という視点こそが重要

(c) 地方税制度はあくまでも、応益性、安定性、普遍性、伸張性といった地方税の原則にのっとって考えるべき

エ その他の検討事項

番号制度

a 制度全般に関して国民の理解が深まるような十分な説明と実効ある個人情報保護対策が不可欠

b 社会保障・税番号制度は、地方自治体の業務と密接に関わっている。国は、地方自治体と十分に協議し、その意見が仕組み等に反映されるようにすべき